

マイナンバーカード申請書自動作成システム賃貸借仕様書

- 1 物件番号 市民物件第 1 4 号
- 2 物件名 マイナンバーカード申請書自動作成システム賃貸借契約

3 賃貸借物件

- (1) 数量 申請書自動作成機器 4 台
 プリンター 4 台
 接続用ケーブル 4 本
 申請書自動作成システムソフトウェア 4 ライセンス
 ※それぞれ 1 台ずつ接続し、1 式とする。

(2) 規格等

品 目	摘 要
申請書自動作成機器	・申請書等の種類や数量を入力するタッチパネル式操作端末（セカンドモニター付き）及びマイナンバーカードを読み取る顔認証付き読取装置から構成されるもの。 ・タッチパネルの画面サイズ及びタッチパネル方式は問わない。 ・操作端末と読取装置は、一体化されたものであっても、別体のものであっても可能とする。 ・I C カードリーダー機能は、J - L I S（地方公共団体情報システム機構）公的個人認証サービスに対応していること。 ・利用者側の操作画面（メインモニター）には、覗き見防止フィルターを設置すること。 ・機器の盗難を防止するため、盗難防止ワイヤーを設置すること。
プリンター	・申請書等を出力するプリンターは、モノクロの L E D プリンター又はレーザープリンターであって、自動両面对応のものとし、A 4 用紙給紙カセットを有するものであること。
接続用ケーブル	・操作端末とプリンターとの接続は、U S B ケーブルにより行うものとする。
申請書自動作成システムソフトウェア	・システム保守（5 年間）を含む。
その他	・申請書自動作成機器及びプリンターの設置スペースは、一式あたり幅：1, 000 mm×奥行：450 mm×高さ：450 mmに収まるものであること。 ・提案する製品のメーカーは、日本国内に法人があり、かつ製品の輸入、販売、サポート実績があること。

(3) 参考製品

ア 申請書自動作成機器

メーカー	製 品	品番・型名
行政システム株式会社	MAINAPIT Pro (マイナビット プロ)	XC-STFR2J-MN PA-J510 (2画面版)

イ プリンター

メーカー	製 品	品番・型名
沖電気工業株式会社	A4 モノクロ LED プリンター COREFIDO	B433dn

ウ 接続用ケーブル

メーカー	製 品	品番・型名
株式会社バッファロー	USB2.0 ケーブル (AtoB)	BSUAB220BK ※同等品可

※ 申請書自動作成機器及びプリンターについて、上記製品以外の製品（メーカー、品番が異なるもの）を調達品とする場合は、「3 賃貸借物件（2）規格等」、「8 システムの基本要件」及び「9 システムの機能要件」を全て満たしたうえで、本市が同等の規格・機能を有すると認めた製品（同等品）についてのみ可とする。同等品を調達物品とする際は、令和8年9月17日（木）16時までに質疑にて確認すること。また、上記製品の製造中止等が判明した場合は、当該機種の後継機種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると本市が認めれば、当該後継機種を納入することができる。

4 納入設置期限

令和9年1月31日（日）まで

契約締結日から令和9年1月31日（日）までは、システムの導入（搬入、初期設定、動作確認及び設置等）期間とする。

5 賃貸借期間

令和9年2月1日（月）から令和14年1月31日（土）まで

6 契約方法

地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、月額賃借料金による賃貸借契約とする。

- (1) この入札に基づく契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算において減額又は削除があった場合、本市はこの契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (2) 賃借料金（月額賃借料金）には、システムの初期構築費用（搬入、ソフトウェアのインストール・各種設定・動作確認等及び設置等）、保守費用及び契約期間満了後の撤去費用（機器等の回収・廃棄、記憶装置のデータ消去等）を含むものとする。

7 納入設置場所

所在地	住 所	数 量
たつの市役所市民課	たつの市龍野町富永 1005 番地 1	1 式
たつの市新宮総合支所地域振興課	たつの市新宮町宮内 16 番地	1 式
たつの市揖保川総合支所地域振興課	たつの市揖保川町正條 279 番地 1	1 式
たつの市御津総合支所地域振興課	たつの市御津町苅屋 356 番地 1	1 式

8 システムの基本要件

- (1) 当該システムは、他自治体での稼働実績のあるパッケージシステムであり、マイナンバーカードの情報を読み取り、読み取った情報から申請書等の作成ができること。
- (2) 利用者の操作に必要な入力装置として、タッチパネルを有していること。
- (3) IT に不慣れな方でも簡単に操作できるように配慮された機器であること。
- (4) タッチパネル式操作端末は、窓口カウンターでの運用において職員が操作補助を行うことも想定しているため、利用者の操作モニターとは別に対面モニターを有し別モニターからの視認及び操作を可能とするなど、運用に配慮した設計であること。
- (5) ネットワーク接続は不要とし、システム単体で稼働できること。

9 システムの機能要件

- (1) 導入にあたっては、受注者が別紙の「導入時設定申請書帳票一覧」に記載の様式（7 種）についてシステムに登録することとし、本市で特別な設定をせずに稼働できるようにすること。また、様式のレイアウトについては現行の様式を基に本市と調整して設定すること。
- (2) 各種申請書帳票の修正については、軽微なもの（文字修正等）は職員による修正が可能なものであること。
- (3) マイナンバーカード読取り時、顔認証等の認証により、本人確認ができ、顔認証や暗証番号入力 of 認証フェーズ（以下、「認証フェーズ」という。）を経て、カードの読取りを行い、タッチパネルを操作するだけで各種申請書が自動で作成できる機能を有すること。また、認証フェーズを経ずに、カードの読取りを行うことができるように設定変更が可能であること。
- (4) マイナンバーカードを読取装置に設置し、カードから情報を読取る場合には、搭載されている IC チップに記録されている「氏名」「生年月日」「住所」「性別」の 4 つの情報を読取り、当該申請書類に正しく出力されるものであること。
- (5) タッチパネルで入力した電話番号を当該申請書類に反映できること。
- (6) 一回の操作で複数の申請書類を選択し、一括して印刷が可能であること。
- (7) システムの操作が一定時間行われない場合、入力中の情報が削除され、自動で初期画面に遷移すること。

- (8) 利用者がマイナンバーカードを取り忘れたときは、警告音や画面表示等で通知する機能を有していること。また、申請書類の印刷は、マイナンバーカード取忘れ防止のため、読取装置からマイナンバーカードを取出さなければ印刷フェーズに移行しない設定ができること。
- (9) 申請書類を作成する際に読み取った個人情報は、一連の作成処理が終了した後は、消去するものとし、個人情報の漏洩がないよう、情報セキュリティに配慮されたシステムであること。

10 システムの保守要件

- (1) 納入設置後5年を経過するまでの間、ハードウェア及びシステムの保守管理をすることが可能であること。
- (2) 申請書自動作成システムに関する本市からの問い合わせについて、平日9時から17時までは電話による受付を基本とすること。また、メールでのサポートやハードウェア復旧時の再セットアップにも対応できること。
- (3) ハードウェアの故障については、センドバック方式、オンサイト方式のいずれの対応でも可能とするが、迅速な復旧を行うこと。
- (4) システムの不具合により、保守の必要が生じた場合は、賃貸借契約の範囲内でシステム保守を行うこととし、制度改正等に伴う帳票の変更等でシステムを大きく修正する必要がある場合には、その対応について双方で協議の上、決定するものとする。

11 操作研修

受注者は、申請書自動作成システム供用開始前に操作マニュアルに基づき、職員に対し操作方法に関する研修を行うこと。また、操作マニュアルは4部提出すること。
なお、実施時期、実施場所等詳細については本市と協議の上決定する。

12 契約期間満了後の賃貸借物件

機器等は契約先に返還する。ただし、返還時期等については事前協議すること。
なお、返却後に記憶装置のデータを消去し、本市にデータ消去完了の報告書を提出すること。

13 その他

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物等はすべて本市に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たりデータの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- (3) 本業務の実施に当たり知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については本市と協議の上決定する。

導入時設定申請書帳票一覧

No.	様式名
1	署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書
2	個人番号カード暗証番号変更・再設定 電子証明書暗証番号変更・再設定申請書
3	個人番号カード 券面記載事項変更届 電子証明書 新規発行申請書
4	個人番号カード返納届・廃止届 電子証明書 失効申請書
5	個人番号カード紛失・廃止届 電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書
6	個人番号指定請求書
7	個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 発行／更新申請書